難病患者リハビリテーション料の専従規定を緩和

課題・論点

難病患者リハビリテーションの施設基準においては、2名の専従者が求められている。
• 難病疾患リハビリテーション料は対象者が少なく、算定回数も低いが、専従者には他の施設基準の専従者との兼任や、当該リハを実施しない日における他の業務への従事が認められていないため、医療機関の負担が大きい。

届出医療機関数	66（病院18、診療所48）
算定件数／月	336件
算定回数／月	2646回

1施設あたり平均5名、
1人あたり月8回弱（週2回程度）の実施

出典：定例報告（平成26年7月）及び社会医療診療行為別調査（平成26年6月審査分）

改定内容

難病患者リハビリテーション料において求められる「専従する2名以 上の従事者」について、あらかじめ難病患者リハビリテーションを行わないと決めている曜日等において、他のリハビリテーション等の専従者 と兼任できることとする。また、当該リハビリテーションを実施してい ない時間帯は、別の業務に従事できることとする。

当資料はPT-OT-ST.NETが制作しております。資料の活用は自己責任にてお願いします。誤りがある場合はお手数ですがご連絡ください。